

事故防止対策マニュアル

株式会社ヤマト

三重県津市美里町穴倉 438 番地

●安全スローガン

「プロドライバーの意識を強く！

責任と誇りをもとう！」

当社で働くすべての従業員がプロとしての意識を持ち、安全で快適な職場環境を目指します。

●安全輸送の基本方針

一、「安全」を最優先とした

「日本一安全な輸送企業」創りを目指します。

一、安全運転を第一とし法令を厳守し

基本を忠実に日々業務を遂行します。

一、車両の整備を定期的 to 実施し

日常点検を確実に行います。

一、点呼を通じて安全意識の高揚を図ります。

一、事故、災害時には、人命救護を第一に

速やかに関係機関等に連絡、報告を行います。

目次

- 1、基本事項
- 2、車輛の特性
- 3、飲酒運転の防止
- 4、運行前注意事項
- 5、走行時注意事項
- 6、運行後注意事項
- 7、事故発生時の措置

1、基本事項

① 安全速度

- ・道路状況や車輛状況、天候等に応じた安全速度を守り走行する。
- ・道路状況や速度に応じて適切な車間距離を確保する。

② 運転に集中する

- ・考え事に没頭したり、わき見運転をしない。
- ・他車のペースに巻き込まれないようにする。
- ・喫煙、飲食、ラジオ等の操作は運転中にしないようにする。

③ 走行中の携帯電話の使用禁止

- ・会社からの連絡であっても、安全な場所に停車してから使用する。

④ 運行時間に応じた休息

- ・無理な走行はせず、車を安全な場所に止め、休息を取りましょう。
- ・眠くなった時も同様です。

⑤ 譲り合いの精神

- ・割り込み、追い越し、無理な車線変更をしない。
- ・運転中のイライラは事故に繋がります。
- ・譲り合いの精神を忘れずに運転する。

⑥ 急加速、急発進、急減速をしない

- ・道路の状況を確認して、安全な加速、発進、減速をする。
- ・ブレーキは早めにかけて、ゆとりある運転に努めましょう。

⑦ 服装

- ・会社支給の制服を着用すること。
- ・必要に応じて作業用手袋、安全靴、ヘルメットを着用し、ヘルメットのあご紐をきちんとしめる。

- ・靴のかかとは踏まないようにする。サンダルでの運行は絶対に禁止。大きな事故に繋がる危険性があります。

⑧ 構内でのルール

- ・構内での制限速度は 15km/h 厳守。
- ・一方通行、進入禁止区域の侵入は厳禁です。必ず標識に従うこと。
- ・構内ではフォークリフト優先です。

2、車輛の特性

トラックは構造上様々な特性があります。車高、視野、死角、内輪差(右左折する場合またはカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ること)、制動距離等が他の車輛と異なります。その特性をよく理解した上で安全に運行できるよう努めましょう。

- ① 地上高が乗用車に比べて2倍ほど高いため、運転視界の大部分が路面で占められ、そのため車間距離などの錯覚を招きやすい。
- ② 高い位置から見下ろす視線になるため、目の疲労や運転疲労を招きやすい。
- ③ 高い位置から見下ろすと優越感を抱き、目下の車や歩行者等の動向を軽視しやすい。
- ④ ドライバーの目とライトの位置が離れているため、歩行者などの発見遅れを招きやすい。
- ⑤ 死角が大きいため、安全確認が難しい。
- ⑥ 内輪差が大きいため、右左折時などに巻き込み事故を招きやすい。
- ⑦ 制動距離が乗用車よりも長いため追突事故を招きやすい。

3、飲酒運転の防止

① 厳正な点呼の実施

- ・ 出庫時・帰庫時対面点呼での飲酒の有無を確認します。
- ・ その際、アルコール検知器を使用します。
- ・ 酒気が残っている運転者は乗務禁止。

② 運転者の飲酒状況の把握

- ・ 定期的に個別面談を実施し、飲酒実態を把握する。
- ・ 1年に1回運転記録証明書を申請します。

③ 勤務に影響を及ぼすような飲酒を禁止する

- ・ 翌日運行がある人は飲酒禁止です。

4、運行前注意事項

① 健康管理

- ・ 健康状態は運転・業務に大きな影響を及ぼします。食事、休息、睡眠は十分に取り日頃から自分の体調管理は責任を持って行うこと。
- ・ 体調不良の時は運行前点呼で申し出ること。
- ・ 疾病は交通事故の要因になります。年1回(2回)の健康診断を必ず受診すること

② 運行前点検の実施

- ・ 運行前に必ず決められた個所の点検をきちんと行い、異常の有無にかかわらず点呼時に運行管理者に報告する。
- ・ 前運行での車輛異常や修理、処置の記録を確認する。
- ・ 日常点検表に点検結果を記入する。
- ・ 不備がある車輛での運行は厳禁。
- ・ 運転の邪魔にならないよう車内は常に整理整頓しておく。

③運行前点呼

- ・運行前は必ず決められた場所で点呼を受ける。
- ・点呼の際、体調不良、車輛異常がある場合は申し出る。
- ・携行品の確認を行う。(免許証、備品等)
- ・運行がスムーズに行えるよう、運行計画の再確認。

5、運行時注意事項

①発進時

- ・前後左右、車の下等に人がいないかよく確認してから発進しましょう。
- ・発進前に再度ミラー等で確認してから発進する。
- ・夜間、悪天候時は特に注意して発進する。

②バック時

- ・バックモニターに頼りすぎずきちんと後方の安全確認をしゆっくりバックする。
- ・同乗者がいる場合下車誘導をしてもらう。
- ・バックしないと出られないような細い道にはなるべく入らない。

③車間距離

- ・道路状況や速度に応じて適切な車間距離を確保する。
- ・見通しの悪い道、悪天候時、初心者マークの後ろにつく時などは特に注意する。

④追い越し

- ・追い越しはやむをえない場合以外はしないこと。
- ・追い越し時は対向車、前車、歩行者、道路状況をなどの安全を確認する。
- ・追越する前の合図は早めに行う。
- ・二輪車、自転車の追い越しは大変危険です。風圧で相手が倒れこむことがあるので特に注意する。

⑤徐行

- ・見通しの悪い交差点
- ・曲がり角付近
- ・水溜り
- ・交差点での右左折時
- ・急な下り坂、上り坂頂上付近
- ・停車している車や歩行者の横を通過する時
- ・徐行の標識等がある場所
- ・その他危険な所

以上のような場合必ず徐行し、安全確認をすること。

⑥駐停車

- ・積卸時、交通の妨げになるような場所や、駐停車禁止の場所は避ける。必ず安全な場所に駐停車すること。
- ・前方、後方を確認してからドアを開ける。

⑦踏み切り

- ・踏み切りの手前は必ず一時停止です。
- ・踏み切り内で車輛が動かなくなった場合は、直ちに非常警報装置のボタンを押し、信号炎管などで合図を送りましょう。
- ・踏み切り内に車輛が残らないよう、向こう側に十分なスペースがあることを確認してから進みましょう。
- ・踏切では変速装置を操作しない

⑧交差点

- ・信号機は早めに確認し、信号の変化を予測した無理な走行はしない。
- ・歩行者や他車が飛び出してくる危険があるので安全確認をして走行する。
- ・信号機のない交差点では徐行し、停止線で一時停止し安全を確認すること。

⑨二輪車、歩行者

- ・歩行者、二輪車の側を通過する時は、飛び出しに注意し徐行または一時停止を行うとともに、その動向に注意する。
- ・水溜り等がある場合他人に迷惑をかけぬよう徐行するなどしましょう。

⑩悪条件での運行

- ・雨、雪、路面凍結時は普段よりも速度を落とし、車間距離も十分に確保する。
- ・強風時ハンドルを取られないようしっかりとハンドルを持つこと。
- ・霧がかかっている時はライトを点灯し、安全な速度で走行すること。
- ・小雨程度でもライトを点灯して走行すること。
- ・夜間走行時は早めにライトを点灯して走行すること。
- ・夜間は歩行者等を発見しづらいので十分注意すること。

⑪その他

以上の点以外にも走行には常に危険が伴います。交通ルールをよく理解し安全な運行を心がけること。

6、運行後注意事項

- ・運行後は必ず運行後点呼を受けること。その際運行管理者に車輛状態、道路状況を報告する。
- ・次の運行に備えて十分に休息を取る。

7、事故発生時の措置

事故を起こしたとき時の対応

① 人命救助が第一です。

- ・体の状態を確認し直ちに 119 番 110 番に連絡する。
- ・応急救護措置をとる。

② 事故車輛が後続事故を起こすおそれがある場合は、状況を確認し

た上で車輛を安全な場所へ移動させる。

③ 会社へ連絡し事故の状況等を伝え指示を仰ぐ。

④ 相手の氏名、住所、電話番号等の必要事項を確認する。

- ※ 事故現場では過失割合や示談の交渉はしないこと。
- ※ 小さい事故であっても必ず警察に届けること。